

## 第七章 衛生植物検疫措置

### 第七・一条 定義

1 衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aの定義は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

2 さらに、この章の規定の適用上、

「権限のある当局」とは、この章に規定する措置及び事項について責任を負う各締約国の政府機関をいう。

「緊急措置」とは、輸入締約国が他の締約国に対してとる衛生植物検疫措置であつて、当該衛生植物検疫措置をとる締約国において生じ、又は生ずるおそれがある人、動物又は植物の生命又は健康の保護に係る緊急の問題に対処するためのものをいう。

「輸入検査」とは、貨物が輸入締約国の衛生植物検疫上の要件を満たしているかどうか（注）を決定するために当該輸入締約国又はその代理人が国境において実施する検査、検討、試料採取、書類の審査、試験又は手続をいい、実験室において行うもの、感覚器官を用いて行うもの及び同定に関するものを含む。

注 締約国は、輸入検査が、輸入締約国の衛生植物検疫措置との整合性を評価するための利用可能な多数の手段のうちの一であることを認める。

「輸入プログラム」とは、輸入締約国が義務付ける衛生植物検疫に係る政策、手続又は要件であつて、物品の輸入を規律するものをいう。

「主たる代表」とは、締約国の政府機関であつて、この章の規定の実施及び第七・五条（衛生植物検疫措置に関する小委員会）の規定に基づく衛生植物検疫措置に関する小委員会の活動への当該締約国の参加の調整について責任を負うものをいう。

「危険性の分析」とは、危険性の評価、危険性の管理及び危険性についての意思疎通の三の要素により構成される過程をいう。

「危険性についての意思疎通」とは、危険性及び危険性に関連する要因について、危険性の評価者、危険性の管理者、消費者及びその他の利害関係者の間で行う情報及び意見の交換をいう。

「危険性の管理」とは、政策の代替手段についての危険性の評価の結果を踏まえた比較衡量並びに必要に応じた適当な管理の方法（規制措置を含む。）の選択及び実施をいう。

## 第七・二条 目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

- (a) 衛生植物検疫上の問題に対処し、及び当該問題を解決するよう努めるために種々の手段を活用することにより、貿易を円滑にし、及び拡大しつつ、締約国の領域において人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。
- (b) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定を強化し、及び拡充すること。
- (c) 締約国間並びに特に締約国の権限のある当局及び主たる代表の間で連絡、協議及び協力を強化すること。
- (d) 締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。
- (e) 各締約国の衛生植物検疫措置の適用における透明性及び当該適用に関する理解を促進すること。
- (f) 国際的な基準、指針及び勧告の作成及び採用を奨励し、並びに締約国がこれらの実施を促進すること。

第七・三条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある締約国の全ての衛生植物検疫措置について適用する。

2 この章のいかなる規定も、締約国がイスラム法に基づく食品についてのハラールのための要件を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

第七・四条 一般規定

1 締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。

2 この協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない。

第七・五条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに衛生植物検疫上の事項について責任を負う各締約国の政府の代表者から成る衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この章において「衛生植物検疫小委員会」という。）を設置する。

2 衛生植物検疫小委員会は、次のことを目的とする。

- (a) 各締約国によるこの章の規定の実施を促進すること。
- (b) 相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項を検討すること。
- (c) 衛生植物検疫上の事項に関する連絡及び協力を促進すること。

3 衛生植物検疫小委員会は、

- (a) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定及びこの章の規定の実施に関連する衛生植物検疫上の問題について締約国の理解を増進させるための場を提供する。
- (b) 各締約国の衛生植物検疫措置及び当該衛生植物検疫措置に関連する規制の過程についての相互の理解を促進するための場を提供する。
- (c) この章の規定の実施について情報を交換する。
- (d) 衛生植物検疫小委員会の任務に関連する特定の任務を遂行するための適当な方法（特別作業部会を含めることができる。）を決定する。

(e) 衛生植物検疫措置に関する締約国間の技術援助及び協力事業を特定し、及び発展させることができる。

る。

(f) 締約国が一又は二以上の他の締約国との間で生じた衛生植物検疫上の問題について情報を共有する場として機能することができ。ただし、当該問題が生じた締約国がまず当該締約国間の討議を通じて当該問題に対処しようとした場合に限る。

(g) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定第十二条の規定に基づいて設置された衛生植物検疫措置に関する委員会（以下「WTOの衛生植物検疫委員会」という。）の会合並びに食品規格委員会、国際獣疫事務局及び国際植物防疫条約の下で開催される会合における事項及び立場について協議することができ。る。

4 衛生植物検疫小委員会は、その第一回会合において付託事項を決定するものとし、必要に応じ当該付託事項を修正することができる。

5 衛生植物検疫小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、毎年一回会合する。

第七・六条 権限のある当局及び連絡部局

各締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日から六十日以内に、他の締約国に対して自国の権限のある当局の衛生植物検疫上の責任及びこれらの権限のある当局ごとの連絡部局を記載した書面を提供し、並びに主たる代表を特定する。各締約国は、このような情報を常時最新のものとする。

第七・七条 有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整

1 締約国は、地域的な状況に対応した調整（地域ごと、区域ごと及び施設群ごとの調整を含む。）が貿易を円滑にする重要な方法であることを認める。

2 締約国は、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

3 締約国は、有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域の認定のために各締約国が従う手続に対する信頼を得ることを目的として、有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域の認定について協力することができる。

4 輸入締約国は、輸出締約国から地域的な状況の決定の要請を受領し、当該輸出締約国が提供する情報が

十分であると判断する場合には、合理的な期間内に評価を開始する。

5 輸入締約国は、地域的な状況の決定の要請についての評価を4の規定に基づいて開始する場合には、輸出締約国の要請に応じ、当該地域的な状況の決定を行う過程について速やかに説明する。

6 輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じ、地域的な状況の決定に関する当該輸出締約国の要請についての評価の進捗状況を当該輸出締約国に通報する。

7 輸入締約国は、輸出締約国の特定の地域的な状況を認定する措置を採用する場合には、当該措置を当該輸出締約国に書面により通報し、及び合理的な期間内に当該措置を実施する。

8 特定の決定に関する輸入締約国及び輸出締約国は、状況に変化があった場合に両締約国間の貿易に適用される危険性の管理のための措置を事前に決定することができる。

9 地域的な状況を認定する決定に関する締約国は、相互に合意する場合には、その結果を衛生植物検疫小委員会に報告することを奨励される。

10 輸入締約国は、輸出締約国が提供した証拠を検討した結果が有害動植物又は病気の無発生地域又は低発生地域を認定する決定とならない場合には、当該輸出締約国に対して当該決定の理由を示す。



11 輸入締約国が地域的な状況を認定する決定を修正し、又は取り消すこととなる場合には、関係締約国は、輸出締約国の要請に応じ、当該決定を再適用することができるかどうかを評価するために協力する。

#### 第七・八条 措置の同等

1 締約国は、衛生植物検疫措置の同等の認定が貿易を円滑にする重要な手段であることを認識する。締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第四条の規定を適用するほか、実行可能かつ適当な範囲内で、一群の措置又は制度全体に対し措置の同等を適用する。各締約国は、特定の衛生植物検疫措置、一群の措置又は制度全体について同等を決定するに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

2 輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じ、自国の衛生植物検疫措置の目的及び理由を説明し、並びに当該衛生植物検疫措置が対処しようとする危険性を明確に示す。

3 輸入締約国は、措置の同等の評価の要請を受領し、輸出締約国が提供する情報が十分であると判断する場合には、合理的な期間内に当該措置の同等の評価を開始する。

4 輸入締約国は、措置の同等の評価を開始する場合には、輸出締約国の要請に応じ、措置の同等に関する

自国の手続及び措置の同等についての決定のための計画（当該決定が同等を認定することとなる場合には、貿易を可能とすることを含む。）を速やかに説明する。

5 輸入締約国は、衛生植物検疫措置について同等を決定するに当たり、入手可能な知識、情報及び関連する経験並びに輸出締約国の規制についての能力を考慮する。

6 輸入締約国は、輸出締約国が当該輸入締約国に対し次のいずれかのことを客観的に証明する場合には、衛生植物検疫措置の同等を認定する。

(a) 当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同等の保護の水準を達成していること。

(b) 当該輸出締約国の措置が当該輸入締約国の措置と同様に目的を達成する上で同等の効果を有すること（注）。

注 いずれの締約国も、この(b)の規定について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

7 輸入締約国は、輸出締約国の特定の衛生植物検疫措置、一群の措置又は制度全体について同等を認定する措置を採用する場合には、当該輸入締約国が採用した当該措置を当該輸出締約国に書面により通報し、及び合理的な期間内に当該措置を実施する。

8 措置の同等を認定することとなる決定に係る締約国は、相互に合意する場合には、その結果を衛生植物検疫小委員会に報告することが奨励される。

9 輸入締約国は、措置の同等についての決定が当該輸入締約国による同等の認定とならない場合には、輸出締約国に対し当該決定の理由を示す。

#### 第七・九条 科学及び危険性の分析

1 締約国は、自国の衛生植物検疫措置が科学的な原則に基づいていることを確保することの重要性を認める。

2 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定に基づく危険性の評価に関する締約国の義務を認めつつ、自国の衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していること又は自国の衛生植物検疫措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していない場合には当該衛生植物検疫措置に合理的に関連する記録された客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保する

(注)。

注 いずれの締約国も、この2の規定について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

3 衛生植物検疫措置の適用に関する協定の関連する規定に基づく締約国の権利及び義務を認めつつ、この章のいかなる規定も、締約国が次のことを行うことを妨げるものと解してはならない。

- (a) 適切と決定する保護の水準を定めること。
- (b) 締約国が自国の市場への製品のアクセスを認める前に危険性の分析を行うことを義務付ける承認の継続を採用し、又は維持すること。
- (c) 衛生植物検疫措置を暫定的に採用し、又は維持すること。

4 各締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の衛生植物検疫措置により同一又は同様の条件の下にある締約国の間（自国の領域と他の締約国の領域との間を含む。）において恣意的又は不当な差別をしないことを確保すること。
- (b) 自国が決定する態様により、記録され、かつ、利害関係者及び他の締約国に意見を述べる機会を与える態様で、危険性の分析を行うこと（注）。

注 この(b)の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Bに規定する衛生植物検疫上の規制に該当する衛生植物検疫

措置の危険性の分析についてのみ適用する。

5 各締約国は、自国が行う危険性の評価が問題となる危険性の状況に応じて適当なものであること及び当該危険性の評価において合理的に入手可能な関連する科学的データ（質的及び量的な情報を含む。）が考慮されることを確保する。

6 各締約国は、危険性の分析を行う場合に次のことを行う。

- (a) WTOの衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮すること。
- (b) 自国が適切と決定した保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的でない（注）危険性の管理手法の選択肢（いかなる措置もとらないことによる貿易の円滑化を含む。）について検討すること。

注 この(b)及び(c)の規定の適用上、危険性の管理手法の選択肢は、技術的及び経済的な実行可能性を考慮して、合理的に利用可能な他の選択肢であって、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成し、かつ、貿易制限の程度が当該選択肢よりも相当に小さいものがある場合を除くほか、必要である以上に貿易制限的でない。

- (c) 技術的及び経済的な実行可能性を考慮し、衛生植物検疫上の目的を達成するために必要である以上に貿易制限的でない危険性の管理手法の選択肢のうちの一を選択すること。

7 輸入締約国は、輸出締約国の物品の輸入の承認を求め、当該輸出締約国からの要請を評価するために危険性の分析が必要となる場合には、当該輸出締約国の求めに応じ、危険性の評価のために必要とされる情報について説明する。当該輸入締約国は、当該輸出締約国から必要とする情報を受領した場合には、当該輸入締約国の手続、政策、資源及び法令に従い、承認を求め、当該要請に関する作業を予定することにより、当該要請の評価を円滑にするよう努める。

8 輸入締約国は、輸出締約国の要請に応じ、危険性の分析についての特定の要請の進捗状況及びその過程において生ずる遅延を、当該輸出締約国に通報する。

9 輸入締約国は、危険性の分析の結果として、貿易を開始し、又は再開することを認める衛生植物検疫措置を採用する場合には、合理的な期間内に、当該衛生植物検疫措置を実施する。

10 第七・十四条（緊急措置）の規定の適用を妨げることなく、いずれの締約国も、自国の衛生植物検疫措置の見直しを開始した時に他の締約国の物品の輸入を許可していた場合には、当該見直しを自国が行っていることのみを理由として、当該他の締約国の物品の輸入を停止してはならない。

第七・十条 監査（注）

注 この条のいかなる規定も、施設が輸入締約国の衛生植物検疫上の要件に適合しているかどうか又は自国の衛生植物検疫上の要件と同等であると決定した衛生植物検疫上の要件に適合しているかどうかを当該輸入締約国が判断するために当該輸入締約国が当該施設の検査を行うことを妨げるものと解してはならない。

1 各輸入締約国は、必要とされる保証を輸出締約国が与え、及び輸入締約国の衛生植物検疫措置を輸出締約国が履行する能力を有するかどうかを判断するため、この条の規定に従うことを条件として、当該輸出締約国の権限のある当局及び関連の又は指定された検査制度を監査する権利を有する。その監査には、権限のある当局の管理の計画の評価（適当な場合における検査及び監査の計画の見直し並びに施設の現地での検査を含む。）を含めることができる。

2 監査は、制度に基づくものとし、輸出締約国の権限のある当局による規制の管理の効果を検査するものとする。

3 締約国は、監査を行うに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

4 関係する輸入締約国及び輸出締約国は、監査の開始に先立ち、その必要性について討議し、並びに当該

監査の目的及び範囲、当該輸出締約国を評価する基準又は要件並びに監査を実施する旅程及び手続について決定する。

5 監査を行った締約国は、結論を作成し、及び措置をとる前に、監査を受けた締約国に当該監査の所見について意見を述べる機会を提供し、当該意見を考慮する。監査を行った締約国は、監査を受けた締約国に結論を記載した報告書を合理的な期間内に提供する。

6 監査の結果として当該監査を行った締約国が行う決定又はとる措置は、当該監査を行った締約国の当該監査を受けた締約国について有する知識、当該監査を受けた締約国に関連する経験及び当該監査を受けた締約国に対する信頼を考慮に入れた上で、検証可能な客観的な証拠及びデータによって裏付けられたものでなければならない。当該客観的な証拠及びデータは、要請に応じ当該監査を受けた締約国に提供される。

7 監査を行った締約国が要する費用は、当該監査を行った締約国と監査を受けた締約国との間で別段の決定を行う場合を除くほか、当該監査を行った締約国が負担する。

8 監査を行った締約国及び監査を受けた締約国は、それぞれ、監査の過程で得られた秘密の情報の開示を



防止するための手続を有していることを確保する。

## 第七・十一条 輸入検査

1 各締約国は、自国の輸入プログラムが輸入に伴う危険性に基づくこと及び輸入検査が不当に遅延することなく行われることを確保する（注）。

注 この条のいかなる規定も、締約国が、危険性を評価するために、又は危険性に基づいた輸入プログラムについての必要性を判断し、当該輸入プログラムを作成し、若しくは当該輸入プログラムを定期的に見直すために情報を得ることを目的とした輸入検査を行うことを禁止するものではない。

2 締約国は、要請に応じ、自国の輸入手続並びに輸入検査の内容及び頻度を決定するための根拠（自国が輸入に伴う危険性を判断するに当たり検討する要素を含む。）に関する情報を他の締約国が入手することができるようにする。

3 締約国は、輸入検査を通じて得られた経験又はこの章に規定する行動若しくは討議の結果として、自国の輸入検査の頻度を変更することができる。

4 輸入締約国は、要請に応じ、当該輸入締約国が物品の試験に利用する分析の方法、品質管理、試料採取

の手續及び施設に関する情報を他の締約国に提供する。輸入締約国は、試験が、国際的な実験施設に関する基準に適合した品質保証のプログラムに基づいて運営される施設において、適当な、かつ、有効なものと認められた方法を用いて行われることを確保する。輸入締約国は、試料の識別、収集、採取、輸送及び保管並びに試料について用いられる分析方法に関する書類（書面によるもの又は電子的なもの）を保管する。

5 輸入締約国は、自国の衛生植物検疫措置への不適合の認定に対して行う自国の最終的な決定が、合理的かつ必要なものに限定されること及び利用可能な科学に合理的に関係付けられるものであることを確保する。

6 輸入締約国は、輸入検査の不利な結果に基づき他の締約国の物品の輸入を禁止し、又は制限する場合には、輸入者若しくはその代理人、輸出者、生産者又は輸出締約国の少なくとも一に当該結果を通報する。

7 輸入締約国は、6の規定に従って通報を行う場合には、次のことを行う。

(a) 当該通報に次の事項を含めること。

(i) 禁止又は制限についての理由

(ii) 措置の法的な根拠又は権限

(iii) 影響を受ける物品の状況に関する情報及び適当な場合には当該物品の処分に関する情報

(b) 自国の税関当局が物品を押収する場合を除くほか、できる限り速やかに、かつ、禁止又は制限の決定の日の後七日以内（注）に、国内法令及び要件に適合する態様で通報を行うこと。

注 この(b)の規定の適用上、「日」には、当該輸入締約国の祝日を含まない。

(c) 通報が他の経路を通じてまだ行われていない場合には、実行可能なときは電子的手段により当該通報を送付すること。

8 輸入検査の不利な結果に基づき他の締約国の物品の輸入を禁止し、又は制限する輸入締約国は、そのような決定を見直す機会を提供し、及びその見直しにおいて参考とするために提出された関連する情報を検討する。見直しの要請及び情報は、合理的な期間内に当該輸入締約国に提出されるべきである（注）。

注 この条のいかなる規定も、緊急の措置がとられなければ自国の領域にまん延し、人、動物又は植物の生命又は健康に損害を引

き起こす可能性がある伝染性の病原体又は有害動植物を保有すると認められる物品を輸入締約国が処分することを妨げるものではない。

9 輸入締約国は、衛生植物検疫措置との不適合に重大な、持続的な又は繰り返される類型があると判断する場合には、輸出締約国に当該不適合を通報する。

10 輸入締約国は、要請に応じ、輸出締約国に対し、当該輸入締約国の衛生植物検疫措置に適合しないと認定された当該輸出締約国からの物品に関する利用可能な情報を提供する。

#### 第七・十二条 証明

1 締約国は、衛生植物検疫上の要件に関する保証が証明書以外の手段で提供され得ること及び異なる制度によって同一の衛生植物検疫上の目的を達成することができることを認める。

2 輸入締約国は、物品の貿易のために証明を求める場合には、自国の衛生植物検疫上の目的を達成するに当たり、当該証明の要件が、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用されることを確保する。

3 輸入締約国は、証明の要件を適用するに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

4 輸入締約国は、自国が証明書において求める真正の証明及び情報を自国の衛生植物検疫上の目的に関連

する不可欠な情報に関するものに限定する。

5 輸入締約国は、要請に応じ、自国が証明書に含めることを求める真正の証明又は情報の必要性について他の締約国に説明すべきである。

6 締約国は、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮し、締約国間で取引される特定の物品に添付する証明書の様式を作成するために協同して作業することに合意することができる。

7 締約国は、電子証明その他の貿易を円滑にするための技術の実施を促進する。

#### 第七・十三条 透明性（注）

注 この条の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Bに規定する衛生植物検疫上の規制となる衛生植物検疫措置についてのみ適用する。

1 締約国は、自国の衛生植物検疫措置に関する情報を継続的に共有すること並びに提案された衛生植物検疫措置について利害関係者及び他の締約国に対して意見を述べる機会を与えることの価値を認める。

2 各締約国は、この条の規定を実施するに当たり、WTOの衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国

際的な基準、指針及び勧告を考慮する。

3 各締約国は、他の締約国への通報の手段としてWTOの衛生植物検疫通報提出システムを利用して、他の締約国の貿易に影響を及ぼす可能性がある提案された衛生植物検疫措置（国際的な基準、指針又は勧告に適合する措置を含む。）を通報する。

4 締約国は、人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護に係る緊急の問題が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は提案された衛生植物検疫措置が貿易を円滑にする性格のものである場合を除くほか、3の規定に基づく通報を行った後、利害関係者及び他の締約国が当該提案された衛生植物検疫措置について書面による意見を提出するために通常少なくとも六十日の期間を置く。通報を行った締約国は、実行可能かつ適当な場合には、六十日を超える期間を置くべきである。当該通報を行った締約国は、意見の提出期間の延長を求める利害関係者又は他の締約国からの妥当な要請を考慮する。当該通報を行った締約国は、他の締約国の要請に応じ、適当な態様により当該他の締約国の書面による意見に回答する。

5 締約国は、3の規定に基づいて通報される提案された衛生植物検疫措置、当該衛生植物検疫措置の法的根拠及び当該締約国が当該衛生植物検疫措置について公衆から受領した書面による意見又は当該意見の要

約を、電子的手段により官報又はウェブサイトにおいて公に入手可能なものとする。

6 締約国は、国際的な基準、指針又は勧告に適合しない衛生植物検疫措置を提案する場合には、他の締約国に対し、要請に応じ、かつ、自国の法令の秘密性及びプライバシーの要件が許容する範囲内で、措置の案の作成に当たり当該締約国が考慮した関連する文書（危険性の評価、関連する研究、専門家の意見等）当該衛生植物検疫措置に合理的に関連する記録された客観的で科学的な証拠を含む。）を提供する。

7 衛生植物検疫措置を採用することを提案する締約国は、要請に応じ、及び適当かつ実行可能な場合には、提案された当該衛生植物検疫措置に関して他の締約国が提起する科学的な又は貿易上の懸念及び当該衛生植物検疫措置の目的を達成するための代替的な、かつ、一層貿易制限的でない方法の利用可能性について、当該他の締約国と討議する。

8 各締約国は、なるべく電子的手段により官報又はウェブサイトにおいて最終的な衛生植物検疫措置の公告を行う。

9 各締約国は、WTOの衛生植物検疫通報提出システムを通じて最終的な衛生植物検疫措置を通報する。各締約国は、最終的な衛生植物検疫措置の本文又は公告において、当該衛生植物検疫措置を実施する日及

び当該衛生植物検疫措置の法的根拠を明らかにすることを確保する。締約国は、また、要請に応じ、かつ、自国の法令の秘密性及びプライバシーの要件が許容する範囲内で、意見の提出期間中に受領した重要な書面による意見及び当該期間中に受領した当該衛生植物検疫措置を裏付けると認められる関連する文書を他の締約国が入手することができるようにする。

10 締約国は、最終的な衛生植物検疫措置が提案された措置から実質的に変更されている場合には、自国が公表する当該最終的な衛生植物検疫措置の公告に次の事項についての説明も含める。

(a) 当該衛生植物検疫措置の目的及び理由並びに当該衛生植物検疫措置がその目的及び理由を達成する方法

(b) 提案された措置に当該締約国が行った実質的な修正

11 輸出締約国は、適時に、かつ、適当な態様により、第七・六条（権限のある当局及び連絡部局）に規定する連絡部局を通じて輸入締約国に次の事項を通報する。

(a) 当該輸出締約国が知っている場合には、自国の領域からの物品の輸出に関連する衛生植物検疫についての著しい危険性



(b) 当該輸出締約国の領域における動物又は植物の健康の状態の変化が現在の貿易に影響を及ぼすおそれのある緊急の状況

(c) 地域における有害動植物又は病気の状態の著しい変化

(d) 食品の安全、有害動植物又は病気に関する規制上の対応に影響を及ぼす新たな、かつ、重要な科学的  
発見

(e) 食品の安全に係る政策若しくは実務又は有害動植物若しくは病気に関する管理、防除若しくは撲滅の  
政策若しくは実務の重要な変更であつて、現在の貿易に影響を及ぼすおそれがあるもの

12 締約国は、適当かつ実行可能な場合には、最終的な衛生植物検疫措置を公表する日と当該衛生植物検疫  
措置を実施する日との間に六箇月を超える期間を置くべきである。ただし、当該衛生植物検疫措置が、  
人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護に関する緊急の問題に対処することを意図する場合又は  
貿易を円滑にする性格のものである場合を除く。

13 締約国は、他の締約国に対し、要請に応じ、当該締約国の領域への一の物品の輸入に関連する全ての衛  
生植物検疫措置についての情報を提供する。

第七・十四条 緊急措置

1 締約国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な緊急措置を採用する場合には、他の締約国に対し、主たる代表及び第七・六条（権限のある当局及び連絡部局）に規定する関連する連絡部局を通じて当該緊急措置を速やかに通報する。当該緊急措置を採用する締約国は、その通報に対して他の締約国が提供する情報を考慮する。

2 締約国は、緊急措置を採用する場合には、六箇月以内に当該緊急措置の科学的根拠について見直し、要請に応じ、その結果をいずれの締約国も入手することができるようにする。緊急措置を採用する締約国は、当該緊急措置を採用した理由が引き続き存在しているためにその見直しの後も当該緊急措置を維持する場合であっても、当該緊急措置を定期的に見直すべきである。

第七・十五条 協力

1 締約国は、この章の規定に従い、相互に関心を有する衛生植物検疫上の事項について締約国間の更なる協力、協調及び情報交換のための機会を探求する。当該機会には、貿易の円滑化についての自発的活動及び技術援助を含めることができる。締約国は、この章の規定の実施を円滑にするため協力する。

2 締約国は、締約国間の貿易に対する不必要な障害を除去することを目的として、衛生植物検疫上の事項について協力するものとし、及び作業を共同で特定することができる。

#### 第七・十六条 情報の交換

締約国は、この章の規定の下で生ずる事項に関する情報を他の締約国に対して要請することができる。情報提供の要請を受領する締約国は、合理的な期間内に、かつ、可能な場合には電子的手段により、情報を要請する締約国に利用可能な情報を提供するよう努める。

#### 第七・十七条 協力的な技術的協議

1 締約国は、他の締約国との間でこの章の規定の下で生ずる事項について懸念を有する場合には、当該他の締約国の権限のある当局が有している行政上の手続を利用することにより当該事項を解決するよう努める。当該事項を提起する締約国は、関係締約国の間で当該事項に対処するために利用可能な二国間の仕組みその他の仕組みを有する場合において、これらの仕組みを通じて解決することが適当であると認めるときは、これらの仕組みによって当該事項を解決するよう努める。締約国は、当該行政上の手続又は二国間の仕組みその他の仕組みを引き続き利用しても当該事項を解決することとはならないと認める場合にはい

つでも、2に規定する協力的な技術的協議を求めることができる。

2 一又は二以上の締約国（以下この条において「要請国」という。）は、他の締約国（以下この条及び次条（紛争解決）において「被要請国」という。）との間でこの章の規定の下で生ずる事項であつて要請国が自国の貿易に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるものについて討議するため、被要請国の主たる代表に対して要請を送付することにより、協力的な技術的協議を開始することができる。当該要請は、書面によつて行われるものとし、当該要請の理由（当該事項についての要請国の懸念の説明を含む。）を特定するとともに、当該事項に関連するこの章の規定を記載する。

3 被要請国は、要請国及び被要請国（以下この条において「協議国」と総称する。）が別段の合意をする場合を除くほか、要請を受領した日から七日以内に当該要請を書面により確認する。

4 協議国は、可能な場合には2に規定する要請から百八十日以内に解決することを目的として、別段の合意をする場合を除くほか、被要請国が当該要請を確認した日から三十日以内に、当該要請において特定する事項を討議するために会合する。その会合は、対面して又は電子的手段によつて開催する。

5 協議国は、この条の規定に従つて開催される会合において関係する貿易当局及び規制当局が適切に関与

することを確保する。

6 協力的な技術的協議における協議国間の全ての連絡及び当該協議のために作成される全ての文書は、この協定、世界貿易機関設立協定又は締約国が締結しているその他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務を害することなく、協議国が別段の合意をする場合を除くほか、秘密のものとして取り扱う。

7 要請国は、次の場合には、この条の規定に基づく協力的な技術的協議の手続を停止し、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めることができる。

(a) 要請の日から三十七日以内又は協議国が3及び4の規定によって合意する他の期間内に、4に規定する会合が開催されない場合

(b) 4に規定する会合が開催された場合

8 いずれの締約国も、まず、この条の規定に従い協力的な技術的協議により問題を解決するよう試みることなく、この章の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めなければならない。

## 第七・十八条 紛争解決

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、第二十八章（紛争解決）の規定は、次の規定に従い、この章の規定について適用する。

(a) 第七・八条（措置の同等）、第七・十条（監査）及び第七・十一条（輸入検査）の規定に関し、第二十八章（紛争解決）の規定は、この協定が被要請国について効力を生ずる日の一年後の日から適用する。

(b) 第七・九条（科学及び危険性の分析）の規定に関し、第二十八章（紛争解決）の規定は、この協定が被要請国について効力を生ずる日の二年後の日から適用する。

2 パネルは、科学的又は技術的な事項を含むこの章の規定に基づく紛争において、当該パネルが当該紛争に参与する締約国と協議の上選定した専門家からの助言を求めるべきである。このため、当該パネルは、  
 適当と認めるときは、いずれかの紛争当事国の要請により又は自己の発意に基づいて、技術専門家諮問部  
 会を設置し、又は関連する国際基準設定機関と協議することができる。